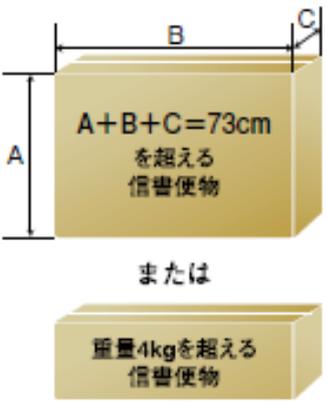


1 「特定信書便事業者」について

日本郵便株式会社以外の者が他人の「信書」^注の送達を業とすることは、「郵便法」により禁止されていますが、「民間事業者による信書の送達に関する法律」に基づく総務大臣の許可を受けた「特定信書便事業者」は、次の3種類の役務に該当する信書便物の送達サービスに限り提供することができます。

注：手紙やはがきなど、「特定の受取人に対し差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」。

1号役務	2号役務	3号役務
<p>長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。</p> 	<p>信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務。</p> 	<p>その料金の額が800円を超える信書便を送達する役務。</p>  <p>800円を超える料金</p>
<p>【例】 市役所本庁・支庁間の巡回集配サービス など</p>	<p>【例】 バイクや自転車での急送サービス など</p>	<p>【例】 電報類似サービス、高セキュリティサービス など</p>

2 北海道内の特定信書便事業への参入事業者一覧（19 事業者）

（事業許可順）

事業者	所在地	提供役務		
		1号	2号	3号
毎日軽自動車運送事業協同組合	札幌市白石区	○	○	
株式会社セイコーフレッシュフーズ	札幌市白石区	○		
キョーツー株式会社	函館市	○		
ヴィング運送協同組合	札幌市白石区	○	○	○
共通運送株式会社	札幌市白石区	○	○	○
株式会社富田通商	北見市	○	○	
心陽軽自動車運送協同組合	札幌市白石区	○	○	
有限会社マルケー物流	札幌市厚別区	○	○	○
下村速配有限会社	札幌市白石区	○	○	○
札幌急配株式会社	札幌市手稲区	○		○
大和梱包株式会社	札幌市白石区	○	○	○
武田運輸株式会社	札幌市東区	○		
A L S O K 北海道株式会社	札幌市北区	○		○
株式会社 Y K サービス	札幌市手稲区	○		○
赤帽北海道軽自動車運送協同組合	札幌市東区	○		○
北海道フーズ輸送株式会社	石狩市	○		○
株式会社道新サービスセンター（休止中）	札幌市中央区			○
アイ・リンク株式会社	札幌市白石区	○	○	
大志物流株式会社	旭川市	○		

（令和7年6月23日現在）

全国の特定信書便事業者については、

総務省ホームページ https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html
をご覧ください。